

仕 様 書

1 案件名称

淀川区役所庁舎 1 階窓口サービス課執務室書類搬送設備撤去工事

2 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務について、関係諸法令及び契約書等に定められた事項以外は、この仕様書の定めるところによる。
- (3) この仕様書は、業務の基本的な内容を示すものであり、記載されていない事項であっても、本業務を履行するにあたり当然実施しなければならないこと及び本業務に必要なことについては、受注者の責任において実施すること。

3 工事期限

令和 7 年 12 月 21 日（日）まで

区役所内における工事実施可能日は原則として土曜・日曜・祝日（第 4 日曜は除く）とし、詳細は契約締結後発注者と調整のうえ決定する。

上記履行期限までに業務を完了するとともに、業務完了報告書等を提出すること。

4 履行場所

大阪市淀川区役所 1 階 窓口サービス課（別紙 1 参照）

大阪市淀川区十三東 2 丁目 3 番 3 号

5 業務内容

(1) 概要

淀川区役所庁舎窓口サービス課執務室にある書類搬送設備の一部（別紙 2 ①参照）を撤去する。

(2) 作業内容

- ・ 書類搬送設備の一部及び当該設備制御盤（別紙 2 ②参照）を撤去する。
- ・ 制御盤から分電盤【1LA-1】（別紙 2 ③参照）の開閉器まで床転がしで接続されている電線ケーブル（約 25m）を撤去する。
- ・ 業務実施に際して必要な消耗品（取付金具等）については、本仕様書記載の有無に関わらず提供すること。
- ・ 取り外した既設部品、梱包材その他作業に伴って発生した廃品等は、受注者において引き取ること。

- ・物品及び資機材の配送にかかる費用、業務実施に際して必要な消耗品にかかる費用、並びに廃品等の引き取りにかかる費用は、契約金額に含むものとする。

6 実施体制等に関する事項

- (1) 受注者は、業務責任者（業務を総合的に把握し、かつ調整を行い、従事者を指揮監督するとともに、本業務の遂行にあたり施設管理担当者と連絡がとれる者）を定め、その内容を本契約締結時に施設管理担当者に届け出なければならない。なお、本業務に従事する者が1名の場合は、その者を業務責任者とせず、別の者を業務責任者とすること。
- (2) 敷地及び建物内立入り禁止作業を行う時は、事前に施設管理担当者に申し出て、作業内容を伝え、了解を得たうえで行うこと。
- (3) 作業日ごとに作業の終了の報告を施設管理担当者に行うこと。
- (4) 作業を行うにあたり、契約以外の内容でやむを得ず施設もしくは用地の一部を加工、移動、撤去等する場合は、施設管理担当者の同意を得ることとし、受注者の責任において安全対策を施すこと。
- (5) 受注者は、発注者が必要と認めるときは現場安全巡視、工事の進捗状況の確認、施工状況等の確認に随行すること
- (6) 受注者は、工事完了後直ちに仮設物を取払い、材料ごみ等を搬出して跡片付けを完全に行うこと。

7 服務規律

- (1) 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した統一した服装・腕章・胸章等を着用させ、業務の従事者であることを明確にすること。
- (2) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (3) 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

8 業務実施計画書の作成

受注者は、契約締結後、業務実施前に、発注者と調整した上で、作業日、作業時間等を記載した業務実施計画書 別紙 3 を作成して発注者に提出し、了承を得ること。提出した業務実施計画書に変更が生じた場合は、事前に発注者と協議の上、変更した業務実施計画書を提出し、了承を得ること。

なお、詳細な作業日程等については、契約締結後、発注者の施設管理担当者（淀川区役所総務課）（以下、「施設管理担当者」という）と調整のうえ決定する。

9 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

10 一括委任または一括下請負の禁止について

- ・受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

- ・発注者は受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

- ・受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

（1）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- ・前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人については、発注者が受注者に対して、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をした事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）の提出を求める通知をした日から 30 日以内に、受注者が発注者に当該確認書類を提出した場合

イ 前号に掲げる下請負人以外の下請負人については、発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 60 日以内に、受注者が発注者に当該確認書類を提出した場合

ウ 前 2 号に掲げる確認書類を提出できないことについて、合理的な理由があると発注者が認めた場合

11 業務完了報告書等の作成、報告

(1) 受注者は、業務完了後、履行期限までに、業務完了報告書 別紙 4、及び作業前・作業中・作業後を撮影記録した写真を、発注者に提出しなければならない。

(2) 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から 14 日以内に、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

12 請負代金の支払

(1) 受注者は、検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

(2) 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

13 部分払

(1) 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（発注者が部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月 1 回を超えることができない。

(2) 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は検査済工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

(3) 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

(4) 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(5) 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

(6) 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、発

注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 出来高金額 $\times$ （9/10－前払金額/請負代金額）

- （7）第 5 項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とするものとする。
- （8）第 1 項及び前項の規定により部分払の対象となった出来形部分及び検査済工事材料の所有権は、部分払金の支払いにより、受注者から発注者に移転するものとする。

14 経費の負担

- （1）業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は、契約書等に別に記載がある場合以外は発注者の負担とする。
- （2）次に掲げるものは、契約書等に別に記載がある場合以外は受注者の負担とする。
 - ア 業務実施に必要な消耗品及び工具、計測機器等の資機材
 - イ 従事者の制服・腕章・胸章等
 - ウ 関係諸法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等に関する費用
 - エ 契約書・仕様書で規定する各種報告書の用紙等

15 資料等の整理・保管

受注者は、業務に関係する図面、図書等の資料の保管を行い、発注者の請求に基づき速やかに提出できるよう整理しておかなければならない。

16 債務不履行に対する受注者の責任

- （1）受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- （2）前項の報告を受けた場合、または受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行を請求し、若しくは履行とともに損害の賠償を請求し、またはその履行に代えて損害の賠償を請求することができる。

17 遵守事項

- （1）受注者は、本業務の遂行にあたっては関係諸法令を遵守し、危険防止及び安全確保に万全の措置を講じ、業務の円滑な進捗を図るものとする。なお、諸法令の運用及び適用については、受注者の責任において行うこと。

- (2) 受注者は、発注者の指示に従い、施設の損傷や災害の防止に努めること。万一、施設に損傷を与え若しくは災害を発生させた場合、または業務を行うにつき第三者に損害を及ぼした場合は、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わない。ただし、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りでない。また、施設管理担当者から指示があれば、受注者負担で養生を行うこと。

18 その他

- (1) 受注者は、業務実施中に建物の不良箇所・破損等を発見した場合や、火災・盗難等の異常事態が発生、若しくは発生を予知した場合は、速やかに施設管理担当者へ届けること。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (3) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法または不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。
- (4) 別紙「特記事項」の規定を遵守すること。

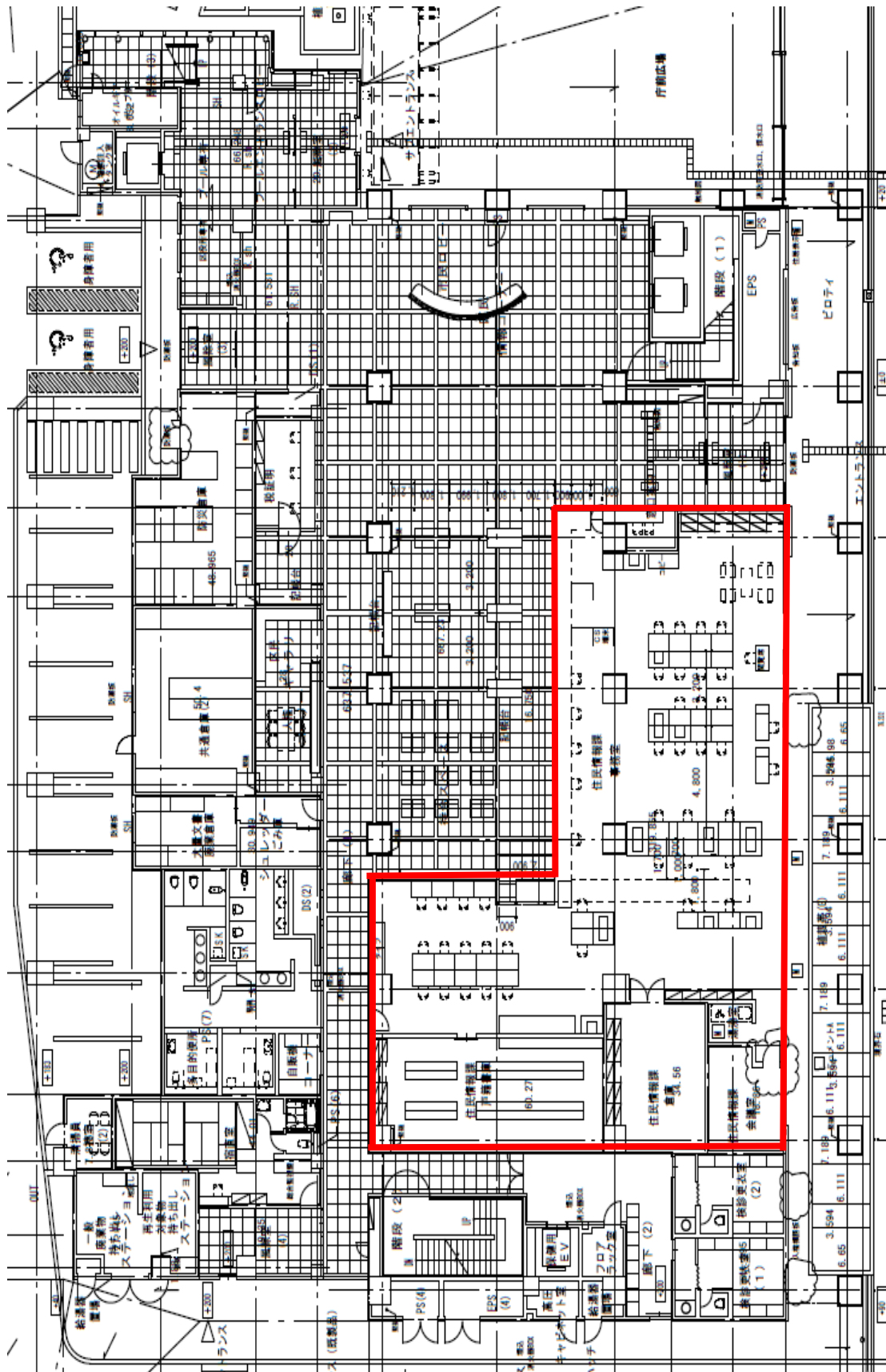
19 事業担当

大阪市淀川区役所総務課

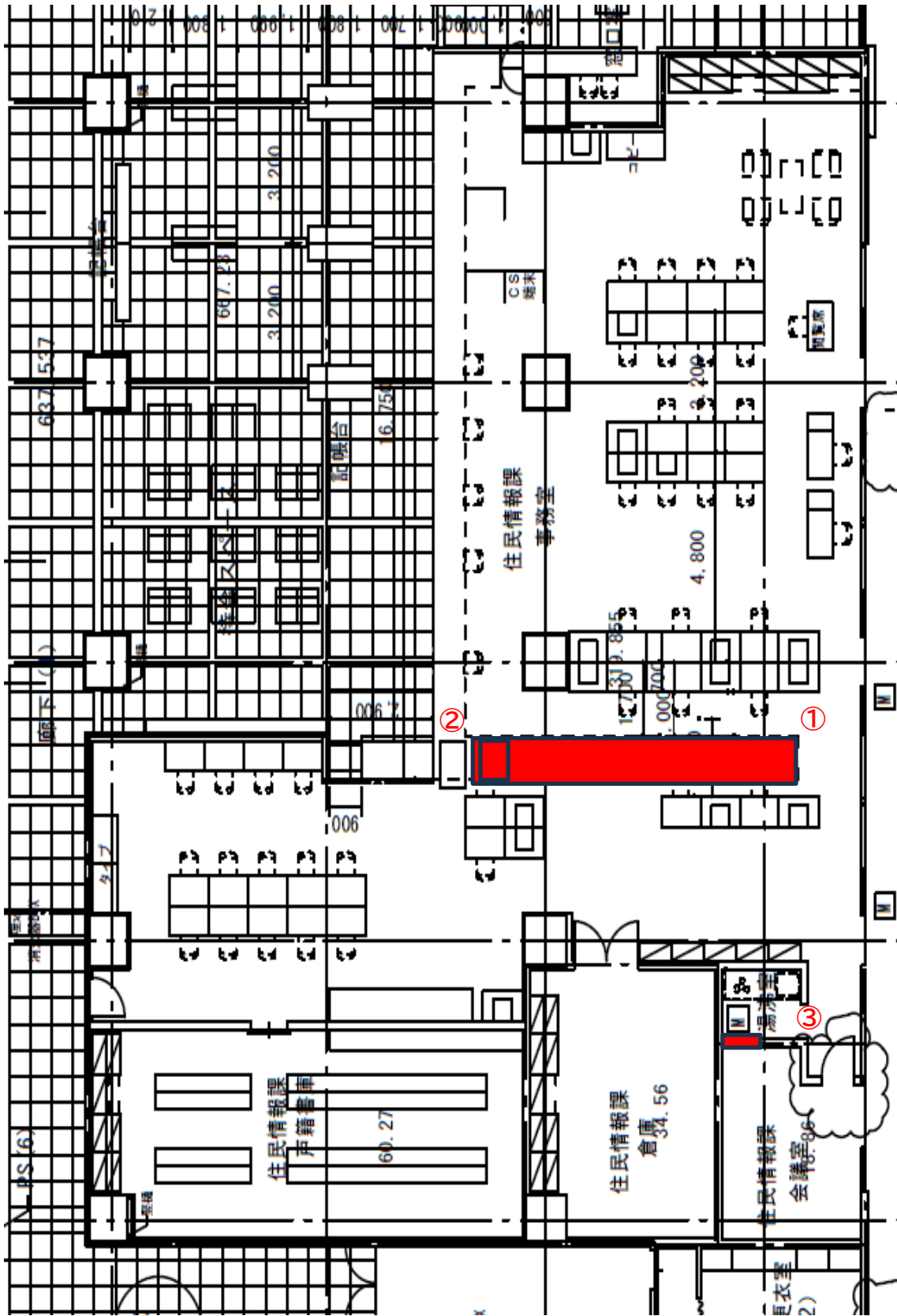
〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号

電話：06-6308-9625

別紙1_淀川区役所1階フロア図



別紙 2_執務室図



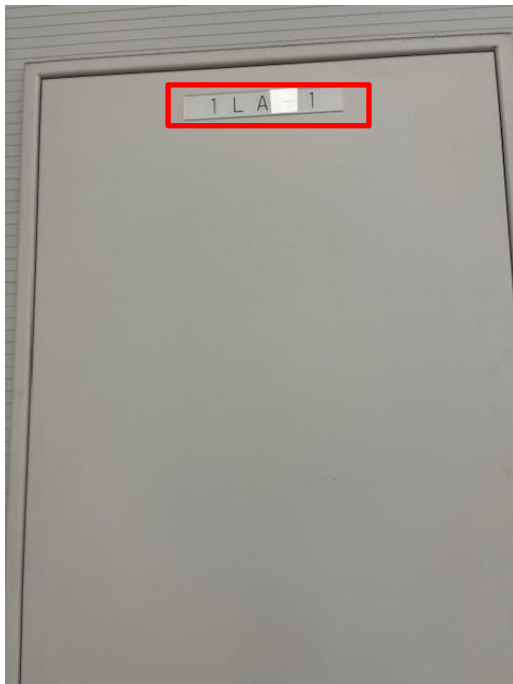
① 書類搬送設備【※撤去箇所】



② 書類搬送設備制御盤



③ 分電盤





令和 年 月 日

業務実施計画書

大阪市長様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

次のとおり業務を実施することを届け出ます。

契 約 番 号	大淀総第 号
名 称	淀川区役所庁舎 1 階窓口サービス課執務室書類搬送設備撤去工事
履 行 期 限	令和 7 年 12 月 21 日
作 業 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
業務責任者氏名	

※本市記入欄

課長	課長代理	係長	係員	係員	起案 ・ ・
					決裁 ・ ・

令和 年 月 日

業務完了報告書

大阪市長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり業務が完了しましたことを報告します。

契 約 番 号	大淀総第 号
名 称	淀川区役所庁舎 1 階窓口サービス課執務室書類搬送設備撤去工事
履 行 期 限	令和 7 年 12 月 21 日
作 業 完 了 日 または 作 業 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分

履 行 確 認 (※本市記入欄)	令和 年 月 日 検査職員 大阪市淀川区役所総務課長 印
---------------------	---------------------------------------

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

第1条 本工事で発生した産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合として別途定めるときに該当するときはこの限りではない。

第2条 受注者は、産業廃棄物の処理に先立ち、自ら及び委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者において、電子マニフェストを使用して産業廃棄物の処理ができることを証する書類（振興センターが発行する電子マニフェストの加入証又は産業廃棄物収集運搬業もしくは産業廃棄物処分業の優良認定を受けたことを証する許可証、特別管理産業廃棄物の場合も同じ）の写しを監督員に提出しなければならない。

第3条 第1条に規定する電子マニフェストを用いた産業廃棄物の処理が困難な場合は、次に定めるときとする。

- （1）電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。
- （2）設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストを交付しなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるとき。

第4条 前条に規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストを交付しなければならない場合には、事前にその旨及び紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う期間、対象となる産業廃棄物の種類、排出予定数量を書面で報告し、監督員の承諾を得るものとする。

第5条 前条の規定により、監督員の承諾を得て紙マニフェストの交付により産業廃棄物の処理を行う場合において、第3条に規定する事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行い、その旨、書面で監督員に報告を行うものとする。

職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者および受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）